

「令和8年度動物愛護普及啓発業務」委託仕様書

1 業務委託名

「令和8年度動物愛護普及啓発業務」委託

2 目的

熊本県では、「第3次熊本県動物愛護推進計画」において、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」を拠点に、動物愛護の啓発・教育や保護犬猫の譲渡促進等に取り組んでいる。しかし近年、多頭飼育崩壊等の影響により、動物愛護センターに收容される犬猫が増加しており、その抑制が喫緊の課題となっている。

このため、犬猫の適正飼養及び終生飼養の普及啓発を推進し、保護犬猫の引取り数の減少を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月5日（金）まで

4 予算額

3,000千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

※本業務に係る一切の費用は上記に含めるものとする。

※提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

5 業務委託内容

（1）犬猫の適正飼養・終生飼養等に係る定期的な講習会

犬猫の適正飼養・終生飼養、災害時の備え、地域猫活動及び保護犬猫の譲渡促進を目的とした定期的なイベント開催について提案すること。

（例）しつけ教室、お悩み相談会等

① 開催頻度：毎月1回以上

② 場所：熊本県動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」

③ 対象：ペット飼養者、ペット飼養を検討している人、県から保護犬猫を迎え入れた飼い主等

（2）熊本県動物愛護月間（9月）におけるイベント開催

（1）の内容を、広く一般県民に向けた普及啓発イベントの開催について提案すること。

6 納期限

令和9年（2027年）3月5日（金）

7 成果物

業務完了後、速やかに以下の関係書類を提出すること。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) その他、提案事項による成果物 1式

8 著作権

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、全て熊本県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生じる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。協議・決定事項は受託者で記録を作成し、速やかに県と共有すること。
- (2) 本業務において知り得たいかなる個人情報の目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決することとする。
- (4) 本仕様書は、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を反映した仕様書に変更されることがある。